

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 中 川 喜 代 子

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成19年 9 月19日付け大平地第298号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成19年 6 月18日付け大平地第126号により行った不存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成19年 6 月 6 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第17条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成19年 6 月 4 日付請求者あての説明文の根拠となる児童手当の認定請求書つづり全部。（別紙A、B参照）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録されている公文書として、「①児童手当認定請求書（平成6年度分）綴、②児童手当認定請求書（平成8年度分）綴、③児童手当認定請求書（平成11年度分）綴」（以下「本件文書 1」という。）を特定した上で、条例第23条第 2 項に基づき、保有していない理由を次のとおり付して本件決定を行い、また「平成19年 3 月20日に平野区保健福祉センターに申請された異議申立人に係る『児童手当認定請求書』」（以下「本件文書 2」という。）を特定した上で、条例第23条第 1 項に基づき、平成19年6月18日付け大平地第125号により開示決定を行った。

記

「本件文書 1 については、保存年限 5 年を経過しており、それぞれ平成11年度末、平成13年度末及び平成16年度末に保存期間満了により廃棄されているため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年 8 月17日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る保有個人情報記録されている公文書は、児童手当認定請求書であり、大阪市公文書管理規程（平成 13 年達第 9 号。以下「規程」という。）により、

保存期間が5年となっている。請求に係る当該公文書の最終編集年度は、平成6年度、平成8年度及び平成11年度であり、保存期間が満了になるのは、それぞれ、平成11年度末(平成12年3月末日)、平成13年度末(平成14年3月末日)及び平成16年度末(平成17年3月末日)である。

このため平野区は、規程第44条に基づき保存期間満了により廃棄決定し、平成6年度分については平成12年9月1日に、平成8年度分については平成14年8月21日に、平成11年度分については平成17年8月30日に、それぞれ溶解処分を行った。

以上の事実により、当該公文書が存在しないため、本件決定を行ったものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

児童手当の未払いの説明から記録がないのは理不尽であるため、本件決定を取り消し、開示を求める。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について、不存在を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書1の不存在を理由とした非開示決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

(1) 本件請求に係る児童手当は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育する父母などに手当を支給する制度である。

なお、児童手当の認定請求について、同法第7条には、同法第4条の児童手当支給要件に該当する者が、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長に認定を受けなければならないと規定されており、また、同法施行規則第1条(昭和46年厚生省令第33号)には、同法第7条の規定による受給資格等の認定の請求は、児童手当認定請求書を市町村長に提出することにより行わなければならないと規定されている。

(2) 本件請求は、「平成19年6月4日付異議申立人あての説明文(以下「本件説明文」という。)の根拠となる児童手当の認定請求書つづり全部。(別紙A、B参照)」であるが、実施機関の説明によれば、本件説明文とは、異議申立人と平野区地域福祉担当が同年5月11日及び23日に、児童手当に関してやり取りした内容を、異議申立人の要望に基づいて、平野区保健福祉センター地域保健福祉担当課長が取りまとめ、異議申立人に渡した文書である。

実施機関によれば、本件説明文において、異議申立人が平成6年、平成8年、平成11年、及び平成19年4月に児童手当の申請をしたと述べていることから、本件請求に対して、本件文書1及び2を特定したとのことであり、この点については、異議申立人にも異論は無い。

よって、以下では、異議申立人より本件決定を取り消し、開示すべきであるとして異議申立てのあった本件文書1の存否を検討する。

- (3) 実施機関に対して、文書の保存期間に関する説明を求めたところ、文書の保存期間は、当該文書が作成された時点において適用される規定により決定されるものであり、本件文書1の平成6年度、平成8年度及び平成11年度の児童手当請求書については、区役所文書規程（昭和36年達第3号）が適用されていたことから、保存期間は、同規程第39条に基づき、5年としたとのことである。

このため、平成6年度、平成8年度及び平成11年度の児童手当認定請求書は、それぞれ平成12年4月、平成14年4月及び平成17年4月に保存年限が到来したため、処分業者に引き渡し溶解処分を行っており、請求時点において、本件保有個人情報存在しないとのことであった。

- (4) 当審議会において、当時の区役所文書規程第39条を確認したところ、「文書の保存は、法令その他に期間の定めのあるものを除くほか、無期、10年、5年、3年及び1年の5種に区分して行うものとする」と規定しており、実施機関は、このうち5年を本件文書の保存期間に選択したとのことだが、平成13年4月1日に区役所文書規程に代わって施行された公文書管理規則（平成13年大阪市規則第30号）においても、児童手当認定請求書に適用される「補助金、各種交付金、及び給付金に関する公文書」の保存期間は5年と定められていることが認められた。

また、平成18年3月31日に公文書管理規則に代わって施行されている公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）においても、「補助金、各種交付金及び給付金に関するもの」の保存期間は5年と定められており、実施機関が、本件文書1の保存期間として5年を選択したことについて、不合理な点は認められない。

- (5) さらに、平野区役所が本件文書1に適用していた文書分類表において、児童手当認定請求書は、保存期間が5年の簿冊として登録されており、同区役所が書庫に保管している文書に係る収蔵簿冊目録においても、本件文書1は、保存期間5年の簿冊として登録されていることが認められた。

また、平野区役所が平成12年、平成14年及び平成17年に児童手当認定請求書を廃棄した際の廃棄簿冊目録、及び溶解処分の証明書等も確認されており、実施機関において、本件文書1が保存期間後、適切に廃棄されていたことが認められた。

- (6) 以上の内容を踏まえると、本件請求時点で、本件文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

別紙

請求内容に係わる「別紙 A、B」の部分

・異議申立人の申出内容

平成6年に第1子ができたとき、子の父名義で児童手当の申請をした。その後届いた通知は、所得オーバーのため支給できないという内容で、宛名は子の父ではなく、祖父宛になっていた。その却下通知はなくしている。父名義で申請したのに祖父名義で通知が届いたこと自体が誤りだし、父の収入は児童手当の所得限度額以内だった。

その後何度か電話でなぜ不支給なのか問い合わせたが、はっきりとした理由はわからなかった。第2子（平成8年）、第3子（平成11年）ができたときにも児童手当の申請をしたが、同様に却下され、現在に至った。今回、平成19年4月に児童手当の申請をし、5月から受給できるようになった。なぜこのようなことになったのか、可能範囲で調べて説明して欲しい。

・実施機関の回答

児童手当法第8条2項に、申請の有った翌月から支給、同条第3項に遡及できるのは災害その他やむをえない場合とされています。

今回の児童手当の申請については、3月20日申請で翌4月からの支給決定済みです。遡及支給については、〇〇様の場合、児童手当法第8条第3項に該当しません。

平成6年に申請したところ、所得オーバーを理由として、祖父名で却下通知が届いたという申し出につきましては、それを確認できる却下通知は無いとのことで、確認できる根拠なしに行政は具体的判断はできません。